全Ｌ協保安・業務Ｇ５第４９号

令和５年６月３０日

正 会 員　各位

（一社）全国ＬＰガス協会

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための

　デジタル社会形成基本法等の一部改正について　（お知らせ）

標記につきましては、令和５年３月１６日付け全Ｌ協保安・業務Ｇ４第２１８号において、液化石油ガス法に係る改正案をお知らせしたところです。

この度、液化石油ガス法の改正を含む「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案」が、第２１１回通常国会に提出され、令和５年６月１４日に成立し、同月１６日に公布されましたのでお知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようよろしくお願いいたします。

**改正概要**

液化石油ガス法の改正は、第７条に規定されている「標識の掲示」が対象とされ、ホームページ上でも掲示を行うものとなっており、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日の施行を予定している。



【経済産業省ホームページ掲載ＵＲＬ】

<https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/06/20230616.html>

以　上

発信手段：Ｅメール

担当：保安・業務グループ　瀬谷、橋本